

嶺南地域公共交通乗り換えマップ仕様書

1 業務名

嶺南地域公共交通乗り換えマップ作成業務

2 作成部数

10,000部

3 履行期限

令和3年3月15日(月)

4 規格

- (1) サイズ A1判(14面折り、長辺平行二つ折り後直角ジャバラ7面折り)
- (2) 材質 マット紙57.5キロ(90キロベース)以上
- (3) 印刷方法 プロセスカラー4色刷(裏表)

5 主な掲載内容

(1) 表紙

- ① 写真やイラストを活用するなど目を引くデザインとすること。

(2) 掲載地図

- ① 地図の作成に当たっては、最新の数値地図(国土基本情報)を使用し、基図を作成する。国土地理院長への使用承諾の申請手続きを行い、承認番号を明示すること。
- ② 「福井県若狭路まるごと周遊マップ」(令和2年7月「海湖と歴史の若狭路」発信事業実行委員会作成)と同程度の精度とするオリジナルの地図を表面と裏面に作成し(地形図の複写による作成は認めない。)、委託者の了解を得ること。
- ③ 隣接地域の一部を含む嶺南地域6市町(敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町)の地図とすること。
- ④ 敦賀市街および小浜市街については、詳細地図を別途掲載すること。
- ⑤ 以下の電車・バス・乗合タクシー(以下、「バス等」という。)の路線図や運行エリアを掲載すること。
 - ア JR小浜線
 - イ 路線バス【福井鉄道若狭線、菅浜線、本郷線、大島線】【大和交通名田庄線】
【京都交通高浜線】【西日本JRバス若江線】
 - ウ コミバス・乗合タクシー
【敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町】
 - エ 周遊バス【ぐるっと敦賀周遊バス】
- ⑥ バス等やレンタサイクルを用いて利用可能な施設を掲載し、そのうち最低60ヶ所の施設や道路等の地図情報はイラスト化して掲載し、利用者の興味・関心を引き立てる

工夫を施すこと。表面は生活利用施設（例：総合病院、市町役場、主要な公共施設、高校・大学・専門学校、ショッピングセンターや大型スーパー等の買い物施設等）、裏面は観光施設を紹介すること。（駅やバス停からの所要時間についても記載すること。）

- ⑦ レンタサイクルの貸し出しを行っている場所をQRコードやイラストで案内すること。

（3）掲載情報

- ① 市町のおすすめモデルルートに掲載し、最低12ヶ所の観光施設は写真やQRコードを用いて紹介すること。（駅やバス停からの所要時間についても記載すること。）
- ② バス等の運行概要（事前予約の必要性、運行曜日、問い合わせ先等）について掲載すること。

※掲載情報は、地図面の一部（余白）を活用しても可能とする。

※掲載の写真データは、委託者が提供するが、4施設程度は写真の撮影を依頼する場合があります。また、観光地等の写真は、福井県観光素材写真集から使用することを認める。

(<http://www.sozai.fuku-e.com/>)

6 印刷に係る注意事項

- （1）印刷用紙に係る判断の基準を満たす総合評価値80以上の用紙であること。
- （2）バージンパルプが使用される場合は、法令に照らして手続が適切になされたものであること（間伐材等により製造されたものは除く）。
- （3）製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。
- （4）再生利用しにくい加工が施されていないこと。
- （5）古紙リサイクル適正ランクリストのB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料等が使用されていないこと。ただし印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を明示すること。
- （6）印刷物にリサイクル適性を表示すること。
- （7）オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。
- （8）その他、福井県庁グリーン購入推進方針における「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断基準を満たすこと。

7 納品

成果品は福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局（県交通まちづくり課内）に納品すること。

なお、成果品の電子データ（PDF形式）を納品書とともに提出すること。

8 一般的事項

- (1) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で必要な許可・資料等は、受託者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は契約金額に含むものとする。
- (3) 作成に際して必要な旅費は、契約金額に含むものとする。
- (4) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該事務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (5) 成果品において、重大な誤りがあった場合は、回収、修正、再作成等の必要な処置を講ずること。

9 協議

この仕様書について疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議すること。